

第2回関市国民健康保険運営協議会議事録

司会 保険年金課長

午後1時30分開会

- ・市民環境部長あいさつ
- ・会長挨拶
- ・議 事

規定により会長が議長となり、議事進行する。

議 長 議題第1号 関市国民健康保険特別会計（事業勘定）12月補正予算について及び議題第2号 関市国民健康保険特別会計（直診勘定）12月補正予算については、関連がありますので、一括議題とします。事務局説明をお願いします。

事 務 局 議題第1号 関市国民健康保険特別会計（事業勘定）12月補正予算について、説明する。

歳入について、県支出金の増額は新型コロナウイルス感染症ワクチン個別接種促進事業費交付金によるもの、一般会計繰入金の減額は職員給与費等繰入金によるものです。

歳出について、総務管理費は4月の人事異動等を反映して減額するもの、繰出金は県支出金を同額、直診勘定へ繰り出すものです。

歳入歳出それぞれ1,070万3千円減額し、予算総額を94億9,400万2千円とするものです。

事 務 局 議題第2号 関市国民健康保険特別会計（直診勘定）12月補正予算について、説明する。

歳入は繰入金を減額するもので、一般会計繰入金金の減額に伴うもの、事業勘定繰入金金の増額は新型コロナウイルス感染症ワクチンの個別接種を一定期間内で行うことでもらえる交付金によるものです。

歳出は、総務費施設管理費を減額するもので、洞戸、板取診療所の職員給与等の見直しによるものです。

議 長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>ご質問やご意見がないようですので、議題第1号、議題第2号については、終わります。</p> <p>それでは、議題第3号 諮問について、事務局説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題第3号 諮問について、説明する。</p> <p>諮問書を読み上げ、令和4年度の国民健康保険税率等について諮問があったこと、被保険者1人当たりの国民健康保険税、事業費納付金、基金残高、他市の基金残高など関市国民健康保険事業の財政状況を説明する。</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見はありませんか。</p>
1 号 委 員	<p>かなり状況が厳しいということがわかりました。</p> <p>前回の税率改定したときや、どの程度負担が増えるのかを説明してもらえると、それを参考にして議論ができると思います。</p>
事 務 局	<p>前回は令和2年度に改正し、約8%の負担増をお願いしました。</p> <p>その前の改正は、平成30年度に県に財政主体が変わるときに大幅な減税を行っています。令和3年度はコロナ禍により負担増となる改正は行いませんでした。</p>
議 長	<p>23.6%の負担増というのは、令和2年度と比較して負担増ということですが、事業費納付金等を含めてのものということですね。</p>
保険年金課長	<p>事業費納付金は、県が財政主体となった平成30年度からはじまり4年経ちました。平成30年度から令和元年度には3億円増、翌年度には3億円減、さらに今年度は1億円減と大きな増減がありました。年数が経つことで増減幅はある程度なくなっていくのではないかと、増えた場合でも、来年度は1億円ほどではないかと思っていました。そうした中、仮算定での事業費納付金の額が2億5,600万円増という通知がありました。事業費納付金は大変複雑な根拠により算出されていますので、今後の事業費納付金がいくらになるのか見込みにくい。</p> <p>事業費納付金が大きく変動した理由に前期高齢者交付金が大きく減少した</p>

ことが理由にあります。令和4年度から、前期高齢者の団塊の世代の多くの方が毎年後期高齢者医療制度に移行していきます。令和4年度は、前期高齢者の方に対する国からの県への交付金が50億円ほど減る見込みです。県では事業費納付金の激変緩和として基金より補てんを行っていますが、そうした激変緩和を行ったうえでの仮算定の額となっています。前期高齢者交付金は、今後も令和7年度まで毎年団塊の世代が後期高齢者へ移行していくので減少していくと思われます。

令和4年度の事業費納付金の仮算定をもとに試算しますと、23.6%ほどの値上げをお願いしないと財政上厳しい見込みです。

4号委員 非常に厳しいという状況はわかりました。団塊世代が後期高齢者へ移行することもわかりました。関市のみならず、他市において同様に厳しい状況だと思われる。被用者保険においてもそうした状況を想定しています。保険税を令和4年度に上げ、令和5年度に上げ、令和6年度にも上げるという想定ですが、毎年値上げしていかないといけないのでしょうか。

保険年金課長 令和5年度以降はどの程度値上げが必要かは、令和5年度以降の事業費納付金がわからないとはつきりしません。令和4年度については、事業費納付金は仮算定ではありますが、それをもとに算出しますと23.6%上げる必要がありますが、それ以後の年度は、それほど上げる必要はないかもしれませんが、まったく上げなくてもいいという判断は難しいと思います。

1号委員 説明を聞きまして、すごい保険税額になってしまうのではないかと思います。試算上23.6%増ということですが、どの方も23.6%増ということでしょうか。高額収入の方も上がるということでしょうか。

事務局 それぞれの方で計算をしますので、それぞれの方で違ってきます。所得が多い方で最高税額となっていた方につきましては、現在の99万円の最高税額が102万円に変更となる予定ですので、その分においては負担増となります。

1号委員 ベースアップということでしょうか。

事務局 大半の方ではベースアップとなります。最高税額であった方については最高税額の金額が上がることで負担が増えるということになります。事業費納付金についても補足説明させていただくと、県平均の1人当たり事

	<p>業費納付金は1万6,000円増となりますので、1人当たり保険税が10万円だった市では、1人当たりおおよそ16%の負担増となります。</p>
1号委員	<p>県に運営主体が移った時点で、期待する部分と、こういうことが起きるのではないかと、不安に思うところがありました。県自体が先まで見通せる力を持ってほしいと思いますがいかがでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>被保険者の代表の声として受け止めさせていただきます。</p> <p>事業費納付金については、市町村ごとに算出して開示はされていますが、市町村それぞれ医療など条件が違いますので一律にするというのは難しい。将来的には、県の運営方針では、保険税(料)について統一していこうという方向性がありますが、何をもって統一するのかは、現在は協議している段階で決まっていません。</p> <p>県に、令和5年度、令和6年度の事業費納付金がどうなるのか尋ねても、今はわからないとしか回答はこないと思います。</p>
1号委員	<p>保険税を上げないといけないのはわかりましたが、すこしでも負担が少なくなるとありがたいので、市の財政から基金に繰り入れていただけないでしょうか。</p>
保険年金課長	<p>令和3年度末の基金残高は1億7,790万円ほどになります。地方財政法では、歳入と歳出の差し引き分である決算剰余金の2分の1以上の額を基金に積み立てる規定がありますので、その分の積み立てを行っています。その結果が基金残高となっています。</p> <p>平成30年度以前に市が国保財政の主体であったときは、一般会計からの繰り入れを行っていた時期もありますが、今は県の運営方針で赤字補てんのための一般会計からの繰り入れはしないとなっていること、また、努力支援制度において、一般会計からの繰入金はマイナスの要因となってしまう交付金が減ってしまうことから、繰り入れはしないこととしています。</p>
1号委員	<p>被保険者としては、保険税は低い方がいいと思います。</p> <p>コロナの影響で所得が減少していると思いますが、そうした状況を加味して試算していますか。</p>
事務局	<p>加味しての試算としていますが、所得が極端に減少するとは見込んでいません。</p>

- | | |
|---------|--|
| 1 号 委 員 | 保険税の見直しは仕方がないのではないかという感想を持ちました。
健康診断など病気を探しに行くための費用を、スポーツジムなどもっと健康を高めることに使えないでしょうか。 |
| 4 号 委 員 | 健診の目的とは三つあると思います。一つ目は自分の健康状況を把握すること、二つ目は生活習慣を見直すこと、三つ目は生活習慣病の見直しでは無理な場合で、お医者さんの指導を受けないといけない状況にあることを見つけることだと思います。
健診を受けることによって、費用は膨らむと思いますが、将来的には医療費は減ることになると思います。 |
| 議 長 | ご質問やご意見がないようですので、議題第3号については、終わります。

それでは、以上をもって本会議に予定されたすべての議題の審議が終了したことを報告し、議長を退任いたします。ありがとうございました。 |

午後 2 時 40 分閉会